評議員等に支給する報酬等及び費用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人日本AED財団(以下、「当財団」という。)の定款第 14条、第32条及び第36条第7項の規定に基づき、評議員、理事、監事及び顧問等 に支給する報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
 - (2) 理事とは、定款第26条第1項に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 監事とは、定款第26条第1項に基づき置かれる者をいう。
 - (4) 顧問等とは、定款第35条及び第36条に基づき置かれる、名誉総裁、名誉会長、 会長、副会長、特別顧問、顧問及びAED大使をいう。
 - (5) 評議員等とは、評議員、理事、監事及び顧問等をいう。
 - (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
 - (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別する。

(報酬等の額の決定)

第3条 評議員等の報酬等は無報酬とする。

(費用)

第4条 当財団は、評議員等に対して、その職務執行に当たって負担した費用について、 その実費相当額を費用として支給することができる。ただし、評議員等本人から辞退す る旨の申し出があったときは、これを支給しない。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会で行う。

(補則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、2019年12月20日より施行する。

この基準は、2020年8月31日に改定。